

議事日程(第3号)

令和元年9月13日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(4件)

議案第54号 中之又多目的集会施設設置条例及び中之又多目的集会施設の管理運営に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第55号 令和元年度木城町一般会計補正予算(第3号)(関係部分)

議案第56号 令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第57号 令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算(第2号)

2) 産業文教常任委員会付託議案(3件)

議案第52号 木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 令和元年度木城町一般会計補正予算(第3号)(関係部分)

3) 決算審査特別委員会付託議案(6件)

議案第45号 平成30年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第46号 平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第47号 平成30年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第48号 平成30年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第49号 平成30年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第50号 平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第58号 教育委員会委員の任命について

日程第3 議案第59号 教育委員会教育長の任命について

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)

日程第6 発議第2号 国土強靱化対策の推進を求める意見書(案)

日程第7 議員派遣の件

- 日程第8 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告
- 日程第9 各委員会の閉会中の調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(4件)
- 議案第54号 中之又多目的集会施設設置条例及び中之又多目的集会施設の管理運営に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第55号 令和元年度木城町一般会計補正予算(第3号)(関係部分)
- 議案第56号 令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第57号 令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 2) 産業文教常任委員会付託議案(3件)
- 議案第52号 木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第53号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第55号 令和元年度木城町一般会計補正予算(第3号)(関係部分)
- 3) 決算審査特別委員会付託議案(6件)
- 議案第45号 平成30年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第46号 平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第47号 平成30年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第48号 平成30年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第49号 平成30年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第50号 平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 議案第58号 教育委員会委員の任命について
- 日程第3 議案第59号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)
- 日程第6 発議第2号 国土強靱化対策の推進を求める意見書(案)
- 日程第7 議員派遣の件
- 日程第8 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新

田原基地対策特別委員会委員長報告

日程第9 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 中武 良雄君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 神田 直人君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君	議事調査係長 内野宮克俊君
書記 橋本 正枝君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	総務財政課長	中井 諒二君
会計管理者	津江 邦彦君	まちづくり推進課長	西田 誠司君
環境整備課長	吉岡 信明君	教育課長	萩原 一也君
税務課長	黒木 宏樹君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	藤井 学君	産業振興課長	淵上 達也君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開議

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

なお、本定例会はクールビズ対応としております。

それでは、皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議案の追加により日程の変更がありましたので、議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（神田 直人） 日程第1、各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案4件、議案第54号中之又多目的集会施設設置条例及び中之又多目的集会施設の管理運営に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第55号令和元年度木城町一般会計補正予算（第3号）（関係部分）、議案第56号令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第57号令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上4件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。

委員長、眞鍋博君。5番、眞鍋博君。

○総務常任委員会委員長（眞鍋 博君） 令和元年第5回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました議案は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は9月11日の1日間、総務常任委員会室において、委員5名が出席し、町長部局の課長以下、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第54号中之又多目的集会施設設置条例及び中之又多目的集会施設の管理運営に関する条例を廃止する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第55号令和元年度木城町一般会計補正予算（第3号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第56号令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

次に、議案第57号令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（神田 直人） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案3件、議案第52号木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号令和元年度木城町一般会計補正予算（第3号）（関係部分）、以上3件につ

いて、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。

委員長、黒木泰三君。7番、黒木泰三君。

○産業文教常任委員会委員長（黒木 泰三君） 産業文教常任委員会に付託されました議案は3件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

審査期日は9月11日の1日間、産業文教常任委員会室において、委員5名の全員が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第52号木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第53号木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第55号令和元年度木城町一般会計補正予算（第3号）（関係部分）、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（神田 直人） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第52号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第53号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第54号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第55号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第56号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第57号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

次に、決算審査特別委員会付託議案6件、議案第45号平成30年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第46号平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第47号平成30年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第48号平成30年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第49号平成30年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第50号平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上6件について、決算審査特別委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。

委員長、中武良雄君。6番、中武良雄君。

○決算審査特別委員会委員長（中武 良雄君） 決算審査特別委員会審査結果報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

議案第45号平成30年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第46号平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第47号平成30年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第48号平成30年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第49号平成30年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第50号平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

続きまして、委員会審査の経過を報告します。

決算審査特別委員会に付託された議案6件について、委員10人により、町長、副町長、教育長及び各担当課長に出席と資料をいただき、審査しました。

平成30年度木城町一般会計歳入歳出決算、他の特別会計においても審議し、事業効果の程度や翌年度以降の予算の執行に参考となる情報及び判断材料を得ることができ、意義ある審査が行われました。執行部の皆さんにはご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

以上で、報告を終わります。

○議長（神田 直人） 以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

ただいま決算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第45号から議案第50号に至る6議案については、全員により審査いたしましたので、質疑は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第50号に至る6議案の質疑については省略することに決定いたしました。

ただいまより委員会付託議案の12議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第45号平成30年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第46号平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第47号平成30年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第48号平成30年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第49号平成30年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第50号平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第52号木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） 反対討論もないのに、なぜ賛成討論なのかと思う方がいると思いますが、事前に説明もあった中で、初日のこの議案第53号木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての総括質疑の中で、反対討論かなと思われるような質疑がありましたので、賛成討論をします。

賛成の理由は、下水道事業は町内全域の事業ではなく、平成31年3月31日現在、町内全世帯が2,266世帯で、下水道事業世帯が平たん地域の1,446世帯、約64%の事業であり、平成15年度から開始して、これまで約20億円を一般会計からこの事業に繰り入れており、この事業に関係している町民は、1世帯約140万円の恩恵を受けている。山間地域のこの事業に関係していない町民820世帯、約36%に対して、これからも不公平な状況になると考えられるので、条例の一部を改正することで、町民の不平等が改善されると考え、公正公平な行政運営のチェック機関として、また、最終決定権を持つ議会の一員として賛成します。

以上。

○議長（神田 直人） 本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号中之又多目的集会施設設置条例及び中之又多目的集会施設の管理運営に関する条例を廃止する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号令和元年度木城町一般会計補正予算（第3号）、本案に対する総務常任委員長、産業文教常任委員長の報告はともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第58号

○議長（神田 直人） 日程第2、議案第58号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、これより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第3. 議案第59号

○議長（神田 直人） 日程第3、議案第59号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

議案第59号は人事案件となっております。ここで、本案に係る教育長、中竹聖子君の退場を求めます。

[教育長 中竹 聖子君 退席]

○議長（神田 直人） 本案に対する質疑は終了しておりますので、これより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

教育長、中竹聖子君の着席を求めます。

〔教育長 中竹 聖子君 着席〕

日程第4. 諮問第2号

○議長（神田 直人） 日程第4、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

諮問第2号は人事案件となっています。ここで、本案に係る総務財政課長、中井諒二君の退場を求めます。

〔総務財政課長 中井 諒二君 退席〕

○議長（神田 直人） 本案に対する質疑は終了しておりますので、これより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案はこれを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は適任とすることに決定いたしました。

総務財政課長、中井諒二君の着席を求めます。

〔総務財政課長 中井 諒二君 着席〕

日程第5. 発議第1号

○議長（神田 直人） 日程第5、発議第1号意見書の提出、新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）が、黒木泰三君ほか4名から提出されております。

提出されました発議第1号については、あらかじめお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略し、提出者、7番、黒木泰三君の趣旨説明を登壇の上、求めます。

7番、黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） 発議第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の趣旨説明を行います。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して、総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・維持することが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって、安心安全に暮らせる地域として健全に維持されるためにも、引き続き総合的な過疎対策の充実・強化が図られるよう新たな過疎対策法の制定を強く要望するため、意見書を提出したいと考えます。

皆様のご賛同をお願いし、趣旨説明を終わります。

○議長（神田 直人） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから発議第1号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）を議題といたします。

発議第1号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）は原案のとおり可決されました。

なお、新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に提出することに決定いたしました。

日程第6 発議第2号

○議長（神田 直人） 日程第6、発議第2号意見書の提出、国土強靱化対策の推進を求める意見書（案）が、眞鍋博君ほか4名から提出されております。

提出されました発議第2号については、あらかじめお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略し、提出者、5番、眞鍋博君の趣旨説明を登壇の上、求めます。

5番、眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） 発議第2号国土強靱化対策の推進を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

近年、豪雨や地震などの自然災害が頻繁かつ激甚に発生しており、その脅威に我が国はさらされている。このような自然災害に事前から備え、国民の生命、財産を守る国土強靱化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題になっております。

本町においても頻発化する豪雨や土砂災害、南海トラフ地震などによる大規模自然災害から町民の生命や財産を最大限に守るために、社会資本の整備を早急に進めていく必要があります。

これらの状況を踏まえ、あらゆる災害の未然防止と、発生後の迅速な対応に向け、地方創生の取り組みとも連携した国土強靱化対策のより一層の推進が図られるよう強く要望するため、意見書を提出したいと考えます。

皆様のご賛同をお願いし、趣旨説明を終わります。

○議長（神田 直人） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから発議第2号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第2号国土強靱化対策の推進を求める意見書（案）を議題といたします。

発議第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより発議第2号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第2号国土強靱化対策の推進を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号国土強靱化対策の推進を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

なお、国土強靱化対策の推進を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣（内閣府特命担当大臣（防災））に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、国土強靱化対策の推進を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣（内閣府特命担当大臣（防災））に提出することに決定いたしました。

日程第7. 議員派遣の件

○議長（神田 直人） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、後日変更等があった場合は議長に一任することに決定いたしました。

日程第8. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

○議長（神田 直人） 日程第8、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特

別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告を行います。

これから、登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、眞鍋博君。5番、眞鍋博君。

○総務常任委員会委員長（眞鍋 博君） 総務常任委員会については、ご報告することはございません。

○議長（神田 直人） 次に、産業文教常任委員長、黒木泰三君。7番、黒木泰三君。

○産業文教常任委員会委員長（黒木 泰三君） 産業文教常任委員会として、特別に申し上げることはございません。

○議長（神田 直人） 次に、議会運営委員長、原博君。10番、原博君。

○議会運営委員会委員長（原 博君） 議会運営委員会として報告することはありません。

○議長（神田 直人） 次に、議会広報編集特別委員長、中武良雄君。6番、中武良雄君。

○議会広報編集特別委員会委員長（中武 良雄君） 議会広報編集特別委員会から報告いたします。

議会日より「きじょう」の編集作業のため、9月24日から10月10日にかけて計4回の委員会を開催します。原稿の作成に皆様のご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、紙面をつくるに当たり、議会の内容等をわかりやすく、町民の皆様に興味を持っていただけるよう、作成に努めてまいりたいと考えております。

また、8月22日から23日にかけて、熊本県大津町、福岡県宇美町において調査研修を実施しました。報告は12月議会で行いたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（神田 直人） 次に、新田原基地対策特別委員長、原博君。10番、原博君。

○新田原基地対策特別委員会委員長（原 博君） 新田原基地対策特別委員会として報告することはありません。

○議長（神田 直人） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第9. 各委員会の閉会中の調査

○議長（神田 直人） 日程第9、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、各常任委員会委員長から所管事務の調査について、議会運営委員会委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員会委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員会委員長から基地対策に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委

員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（神田 直人） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る9月6日に開会されて以来、本日までの8日間にわたり、慎重にご審議いただき、また、執行部におかれましても特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、令和元年第5回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、教育長から発言を求められていますので、これを許します。教育長。

○教育長（中竹 聖子君） お時間をいただき、ありがとうございます。議員の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

このたび、私の一身上の都合によりまして、教育長を辞することになりました。この6年間、本当にいろんなことがございましたが、議員の皆様を初め、多くの町民の方々とかかわれたということは、私にとっては大きな財産になりました。これからは、一町民として、木城の発展を見守っていきたいと思っております。

議員の皆様におかれましては、健康にご留意されまして、「みんなで創るまち 明日に向けて 翔くまち 木城」のためにご尽力いただきますことを心より祈念申し上げたいと思います。

本当に6年間、ご支援、そしてご協力いただき、ありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

○議長（神田 直人） 次に、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。

8日間にわたりました第5回定例会における議案のご審議、まことにありがとうございました。木城中学校の体育大会につきましては、議事日程を変更していただきました。

議員各位には、教育的配慮と大所高所の見地から、生徒ファーストのご配慮を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、今議会に上程をいたしました15議案及び諮問1件、全て原案のとおり承認、認定、可決、同意、適任をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

また、一般質問では、ご意見、ご提言もいただいたところであります。しっかりと受けとめ、

これからの町政運営に生かさせていただきます。

さらに、常任委員会及び決算審査特別委員会でも、ご意見、ご指摘等を賜りました。特に、不適切な会計処理及び事務処理がないよう、行財政運営に当たりましては、今後も改善、工夫、適正を期してまいります。

今回、肉付けいたしました補正予算であります。これまでの予算とあわせまして、町の振興と住民の福利向上及びライフラインなどの災害復旧に一層努力してまいります。

どうか、議員各位初め、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、当面いたします諸行事につきましては、お手元に配付がしてあります。

喫緊には、長寿をことほぐ木城町敬老の日大会が15日日曜日に、町内29カ所で行われます。

運動会につきましては、めばえ保育園が22日の日曜日に、めばえ保育園の園庭で行われる予定になっております。

木城小学校の運動会は、10月6日の日曜日に木城小学校運動場で行われる予定であります。ご出席を賜りまして、園児と児童に激励と応援をしていただければ、思い出に残る運動会になるものと思っております。

結びになりましたが、先ほど中竹教育長のほうからも挨拶がありましたが、中竹聖子教育長におかれましては、9月30日をもってご勇退をされます。平成25年10月1日から6年間にわたり、教育行政のトップ、教育長として、木城の明日を担う心豊かでたくましい人づくりに誠心誠意取り組んでいただきました。

また、リーダーシップを発揮していただきまして、文化財紛失問題の解決の道筋をつけていただきました。さらには、義務教育学校につきましては、鋭意、開設開校に向けて、諸準備に取り組んでいただいたところであります。

中竹教育長には、深く感謝とねぎらいを申し上げますとともに、中竹教育長に対します議員各位のご指導、ご助言、ご協力に対しましても、心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上で、お礼と当面する行事報告とさせていただきます。

改めまして、9月議会、ありがとうございました。

○議長（神田 直人） 議員の皆さんは控え室のほうにお願いいたします。

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様ご起立ください。一同、礼。ご苦勞様でした。

午前9時52分閉会
